

時評 税の民主化と巧妙なミスリード



税理士
佐伯和雅

税金は、憲法(租税法律主義)により、法律の定めがなければ課税することも徴収することもできません。(租)税法は、行政法の一類型ですので、憲法の理念を具体化している作用法であるということを念頭に考えていかなければ、解釈や適用を誤ってしまいます。およそ全ての国民が自らの財産を租税徴収を通じて「公共の福祉」のために国家に財産を信託する、という憲法が予定している税のありかたを具現化するための作用や手続を税法は明確にしなければなりません。

しかし、財務省と国税庁は違った道へ国民を導こうとしています。その原因は主として2つあると考えています。

学問としての歴史が浅く、政治との深い関係性もあって、社会科学の視点から租税法を展開するという学者が極めて少数であるということです。そのため御用学者が巷に蔓延り、それらしい理論を展開し、多くの国民の租税に対する考え方をミスリードしているという現状があります。

もう一つの原因として、税に対する国民の関心が著しく低いということもあります。例えば牛丼が50円値上がりすることになると、庶民の懐を痛めると過剰に報道しますが、近年行われ

ている庶民増税はあまり報道されません。消費税も含めて「価格」という考え方を伝えず、机上の税法論しか伝わらず、憲法と税金の関係が蔑ろにされていることに歯がゆさを感じます。

今年、所得税の基礎控除額が10万円引き上げられました。その一方で給与所得控除額は10万円引き下げられました。つまり、一定の給与所得者にはインパクトのない改訂です。ところが一定の事業所得者については、基礎控除額が上がったため、減税となっています。今の税制の流れは、給与所得者から事業所得者への流れを作り、かつ、事業所得者に広く消費税を課税することを目論んでいるのです。

さらに、2023年から導入予定であるインボイス制度が増税に拍車をかけます。インボイス制度が導入されれば、消費税の仕入税額控除を行うためには適格請求書発行事業者より発行される適格請求書が必要となりますので、売上1,000万円以下の消費税免税事業者についても経済取引の輪に入るために、適格請求書発行事業者となる必要性が生ずるかもしれません。全ての事業者を消費税課税事業者とすることで、応能負担原則に反し、担税力の低い零細事業者にまで消費税の負担を求めようとするものです。消費税率アップが難しい現状においては、消費税の「仕組み」を変えることで、零細事業者への増税を企てています。

ところで、事業所得者以外のサラリーマンなどは、インボイス制度に反対しないでしょう。誤った消費税益税論にリードされ、中小事業者は「得をしている」というミスリードが起こり

ます。私たちは、毎年数千億円余りの消費税が還付されている輸出企業があるという事実を知る必要があります。

また、消費税は社会保障財源に充てるというのもよく聞かれますが、消費税率は上がっても社会保障予算は下がり続けており、消費税増税が社会保障充実に与えるインパクトはありませんから、別の方法を探る時期にきていることは明らかです。しかし、財務省や御用学者の議論のすり替えは巧妙で、逆進性の高い消費税を一般化しようとするお躍起になっています。

税務行政は効率化の名のもとに、デジタル化を進めようとしています。個人番号の利用は銀行口座への紐付け、保険証を通じた医療費の管理、クレジットカードや各種電子決済を通じた行動管理などを通じ、課税庁の使命である「課税・徴収」の強化・効率化を狙っています。

私の関心は、課税庁が狙っている税務行政のデジタル化には、憲法で広く認められている人権への配慮がまるでないということです。人権への配慮がない政府試案は、税務行政以外の行政活動にも広がっている、あるいは先行して進められていることに強い危機感を抱いています。人権感覚の養成は、今後ますます必要になると感じています。

財務省と国税庁が主導するミスリードを、憲法の視点から見極める必要があります。そのためには民主的な(税)法の専門家を一人でも多く増やし、民主的な税制の確立を目指す運動を強めていかなければなりません。

(さえき かずまさ)